

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税(国税14)
		② 上記以外の税目	所得税
3	要望区分等の別	【延長】【単独】	
4	内容	《現行制度の概要》 公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特例措置	
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。	
		《関係条項》 ・租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16 ・租税特別措置法施行令第5条の8、第28条、第39条の49 ・租税特別措置法第11条第1項及び第43条第1項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件	
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27~32年度	
7	創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 平成 9年度税制改正 2年間延長 平成11年度税制改正 2年間延長 平成13年度税制改正 1年間延長 平成14年度税制改正 2年間延長 平成16年度税制改正 2年間延長 平成18年度税制改正 1年間延長 平成19年度税制改正 2年間延長 平成21年度税制改正 2年間延長 平成23年度税制改正 1年間延長 平成24年度税制改正 2年間延長 平成26年度税制改正 2年間延長 平成28年度税制改正 1年間延長 平成29年度税制改正 2年間延長	
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度~平成32年度)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業において、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む。)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。

			<p>《政策目的の根拠》 大気汚染防止法施行令附則第3項、土壌汚染対策法施行令第1条第14号</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる。</p> <p>(直近3回の調査時点での導入割合)</p> <p>平成24年度 73.0% 平成26年度 75.2% 平成28年度 78.9%</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機 (適用台数)</p> <p>平成27年度 3台 平成28年度 4台</p> <p>(出荷台数) (適用台数)</p> <p>平成29年度 29台 7台 平成30年度 32台 8台 平成31年度 32台 8台 平成32年度 32台 8台</p> <p>(※) ・平成27～28年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より計上 ・平成29年度は一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部</p>

		<p>会「機械出荷統計」による出荷台数から、テトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出。</p> <p>・平成30～32年度の出荷台数については、平成27年度～29年度の一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数から平均値を算出し、テトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出。</p>																										
②	適用額	<p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機</p> <p>(適用台数) (適用額)</p> <table> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3台</td> <td>580万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>4台</td> <td>1,347万円</td> </tr> </table> <p>(出荷台数)(適用台数)(取得価格)(適用額)</p> <table> <tr> <td>平成29年度</td> <td>29台</td> <td>7台</td> <td>9,800万円</td> <td>784万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>32台</td> <td>8台</td> <td>11,200万円</td> <td>896万円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>32台</td> <td>8台</td> <td>11,200万円</td> <td>896万円</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>32台</td> <td>8台</td> <td>11,200万円</td> <td>896万円</td> </tr> </table> <p>(※)</p> <p>・平成27～28年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より計上</p> <p>・平成29～32年度は、ドライクリーニング機1機当たりの平均取得価格は1,400万円で算出。</p>	平成27年度	3台	580万円	平成28年度	4台	1,347万円	平成29年度	29台	7台	9,800万円	784万円	平成30年度	32台	8台	11,200万円	896万円	平成31年度	32台	8台	11,200万円	896万円	平成32年度	32台	8台	11,200万円	896万円
平成27年度	3台	580万円																										
平成28年度	4台	1,347万円																										
平成29年度	29台	7台	9,800万円	784万円																								
平成30年度	32台	8台	11,200万円	896万円																								
平成31年度	32台	8台	11,200万円	896万円																								
平成32年度	32台	8台	11,200万円	896万円																								
③	減収額	<p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機</p> <p>減収額 (法人税)(法人住民税)(法人事業税)</p> <table> <tr> <td>平成27年度</td> <td>136万円</td> <td>19.8万円</td> <td>33.8万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>254万円</td> <td>41.2万円</td> <td>83.3万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>118万円</td> <td>15.2万円</td> <td>26.7万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>135万円</td> <td>17.3万円</td> <td>30.4万円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>135万円</td> <td>17.3万円</td> <td>30.4万円</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>135万円</td> <td>17.3万円</td> <td>30.4万円</td> </tr> </table> <p>(※)</p> <p>・平成27～28年度については、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額に基づき計上</p> <p>・法人税率は15%、法人住民税率12.9%、法人事業税率3.4%で算出</p>	平成27年度	136万円	19.8万円	33.8万円	平成28年度	254万円	41.2万円	83.3万円	平成29年度	118万円	15.2万円	26.7万円	平成30年度	135万円	17.3万円	30.4万円	平成31年度	135万円	17.3万円	30.4万円	平成32年度	135万円	17.3万円	30.4万円		
平成27年度	136万円	19.8万円	33.8万円																									
平成28年度	254万円	41.2万円	83.3万円																									
平成29年度	118万円	15.2万円	26.7万円																									
平成30年度	135万円	17.3万円	30.4万円																									
平成31年度	135万円	17.3万円	30.4万円																									
平成32年度	135万円	17.3万円	30.4万円																									
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合は平成28年度で78.9%に達している。平成30年度調査の速報値では79.3%と僅かではあるが前回は上回っている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得)については消極的になりがちの中で、ドライクリーニング機が出荷されていることから本税制措置を講ずることに有効性はある。</p>																										

		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与する。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月